

提案書作成要領

令和3年10月13日

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院

目 次

1	はじめに	1
2	作成に当たっての留意事項	1
3	提案書の作成	2
4	提案書の提出	4
5	その他	5

1 はじめに

この要領は、山梨県立北病院入院患者等給食業務（以下「給食業務」という。）に係る提案書について、その作成方法等を定めたものである。

提案書の作成にあたっては、本件給食業務の委託に係る公募型プロポーザル実施要領、業務委託実施仕様書（以下「仕様書」という。）及び質問に対する回答（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、当院において入院患者等により良い給食が提供できるよう創意工夫のある提案を行うこと。

提案された内容は、委託契約の仕様として整理し、契約書の一部となるので、必ず実行可能な内容となるよう留意すること。

2 作成に当たっての留意事項

- (1) 提案書は、次の表項目ごとに、基本的な考え方を簡潔に記載すること。なお、各項目のページ数の制限は次の表のとおりとし、総ページ数は、指定する様式を除き25ページ以内とすること。

項 目	ページ数
(1) 会社概要	1
(2) 総括的事項	2
(3) 給食業務	6
(4) 教育、研修等	2
(5) 危機管理	2
(6) 衛生管理	2
(7) 患者サービス	4
(8) 地域振興策	2
(9) 業務実施体制、人員配置等	2
(10) 特記事項	2

- (2) 提案書は、注記等を除き原則として12ポイントのフォントで作成すること。
- (3) 本文は、A4縦版、横書き、左綴じ、両面印刷とすること。
- (4) 多色刷りは可とする。
- (5) 文書を補完するための最小限のイメージ図、イラスト、グラフ等の使用は可とする。
- (6) 提案書は、当院に設置する入院患者等給食業務委託業者選定委員会の委員が審査するので、当該委員が正確に審査できるよう読みやすい記載・編集に配慮すること。
- (7) 各項目の補足資料として、マニュアル、指針等の写しを付加する必要がある場合は、参考資料として添付できるものとする。（あくまでも補足資料であり、審査及び評価は提案書の記載内容に基づいて行うので留意すること。）
- (8) 添付資料（提案書様式を除く。以下同じ。）は別冊とし、提案書の本文にはページ番号を付すこと。

(9) 添付資料は、提案書のどの項目に対応するものか明示すること。

3 提案書の作成

提案書は、項目ごとに次の要求する内容を満たすこと。

(1) 会社概要

① 概要

会社概要（提案書様式2）に必要事項を記載し、次の書類を添付すること。

- ・直近事業年度の財務諸表
- ・賠償責任保険加入証の写し

② 管理体制

本社の現場管理体制を記載し、図示すること。

(2) 総括的事項

① 運営方針

本件給食業務を受けるに当たっての基本的な考え（運営方針）を記載すること。

② 病院職員との協力体制

当院職員との連絡体制（病院の指示について従業員への周知体制、緊急災害時の連絡体制、マニュアルの整備等）について記載し、図示すること。

③ 受託開始時の引継体制

受託決定から給食業務開始までの間の準備業務（従業員の採用方針、採用計画及び採用基準、現受託業者からの引継ぎ、業務開始に向けた従業員の研修等）について、具体的に記載すること。

④ 受託終了時の引継体制

受託終了時に次の受託業者に対して実施する引継ぎについて、具体的に記載すること。

(3) 給食業務

① 献立の作成

食事摂取基準に基づき、特別食の献立作成及び行事食、テーマ食等を取り入れた献立の作成について、具体的に記載すること。

② 食事の質

食味及び食欲を向上させる等の対応策について、具体的に記載すること。

③ 材料の調達

材料の調達方法及び品質確保について、具体的に記載すること。

④ 調理（一般食）

一般食の調理体制、調理、盛付、配膳等について、具体的に記載すること。

⑤ 調理（特別食）

特別食の調理体制、調理、盛付、配膳等について、具体的に記載すること。

⑥ 配下膳

適温を保ちつつ時間通りに、かつ、誤りなく配膳する方法について、具体的に記載すること。

⑦ 食数・食事箋変更時の対応

時間外、緊急の食数や食事箋変更等への対応方法について、具体的に記載すること。

⑧ 洗浄

調理器具類、食器等の洗浄、消毒及び保管について、具体的に記載すること。

(4) 教育、研修等

① 研修

調理技術の向上、栄養管理、衛生管理、接遇等の体系的な研修について、その考え方と実施方法を具体的に記載すること。なお、研修カリキュラム等を添付する。

② 教育

職場内での日常的な教育についての考え方と実施方法について、具体的に記載すること。なお、教育カリキュラム等を添付する。

③ 情報管理

患者情報の漏洩及び業務システムの不正使用を防ぐための従業員教育等について、具体的に記載すること。なお、情報管理に関する指針、教育カリキュラム等を添付する。

(5) 危機管理

① クレーム対応

異物混入その他患者からのクレームの対応方法について具体的に記載し、体制図を示すこと。

② 食中毒等発生時の対応

食中毒等発生時の対応について具体的に記載し、時間的スケジュール、体制図を示すこと。

③ 災害発生時の対応

災害発生時の対応について具体的に記載し、時間的スケジュール、体制図を示すこと。

(6) 衛生管理

① 従事員の衛生管理

健康診断、検便の実施、日常点検方法等について、具体的に記載すること。なお、マニュアル等の添付は可とする。

② 厨房施設の衛生管理

厨房施設内の施設、設備、備品等の衛生管理方法について、時間と人数を含め、具体的に記載すること。なお、マニュアル等の添付は可とする。

③ 食品の衛生管理

食品の保管方法、納入業者に対する指導等について、具体的に記載すること。なお、マニュアル等の添付は可とする。

(7) 患者サービス

① 個別対応食の提供

食事の分量、形態、食物アレルギー、禁止食品等の個別の食事条件への対応について、具体的に記載すること。

② 嚥下困難者等への対応

ゼリー食の対応について、実施計画及び献立、調理方法等具体的に記載すること。

③ 配下膳、配茶時における接遇

配下膳、配茶時の患者サービスについて、具体的に記載すること。

④ 行事食

患者に満足感を与えるための独自のサービス（行事食）の付加、実施方法等について、具体的に記載すること。

⑤ その他

上記①～④以外で、患者に満足感を与えるために行う創意工夫等について、具体的に記載すること。

(8) 地域振興策

① 地産地消の推進

山梨県産食材の活用推進に対する考え方と活用方法について、具体的に記載すること。

② 地元雇用策

従業員の地元雇用に対する考え方と雇用方法について、具体的に記載すること。

③ 地元食材業者からの食材の購入

地元食材業者からの食材の購入に対する考え方と購入方法について、具体的に記載すること。

(9) 業務実施体制、人員配置等

① 業務実施体制

給食業務の受託に当たり、当院に配置予定の専任の技術者（業務責任者、栄養担当責任者及び調理担当責任者各1名）をあらかじめ指定し、受託業務責任者等に関する調書（様式5）に経歴を記載するとともに、業務責任者については、主担当予定者に関する調書（様式6）を併せて作成すること。

② 人員配置

従業員の人員配置について、全体の人員（8時間換算の人工も併せて記載すること。）と勤務体制及び人員を配置した作業工程表を記載すること。

③ 従業員の安定的な雇用対策

時間給を含む従業員の処遇及び安定的に雇用するための対策について、具体的に記載すること。

(10) 特記事項

上記（1）～（9）以外で、給食業務の受託に当たり特にアピールしたい点、新規提案事項等について、具体的に記載すること。

4 提案書の提出

提出部数は、正本1部及び副本7部とする。

提案書に表紙（提案書様式1）を付け、「所在地」「商号又は名称」「代表者職氏名（正本1部には押印すること。）」及び担当者の「職氏名」「連絡先」を明示すること。また、表紙の次のページに目次を作成すること。

5 その他

(1) 無効となる提案書

- ア この要領に指定する様式、条件、記載上の留意事項等に適合しないもの。
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ウ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- エ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(2) 提案書等の取扱い

- ア 提案書及び添付資料(以下「提案書等」という。)は、委託事業者候補者の決定に当たっての審査以外に入札者に無断で使用しない。
- イ 委託事業者候補者の提案書等は、山梨県情報公開条例(平成11年山梨県条例第54号)に基づき公開することがある。
- ウ 提案書等は、委託事業者候補者の決定に当たっての審査に必要な範囲又は上記イの公開に際して、その写しを作成することがある。
- エ 提案書等の提出後、委託事業者候補者の決定に当たっての審査に必要があると認めるときは、補足資料の提出を求めることがある。
- オ 提案書等は、返却しない。

(3) その他

- ア 提案書において記載された内容は、全て実現を約束したものとみなす。
- イ 提案書について、2通り以上の解釈ができる場合は、有利な解釈によるものとする。
- ウ 提案書の提出は、委託事業者候補者1者につき1案とする。
- エ 提案書の記載が、特許法(昭和34年法律第121号)その他関係法令に基づいて保護される第三者の権利(特許権等)を侵害したときは、その責任は委託事業者候補者が負うものとする。
- オ 提案書において意図的に虚偽の記載をしたと認められる場合は、参加を無効とする。
- カ 提案書の作成に当たって当院において提供した資料は、当院の許可なく公表、使用等してはならない。
- キ 提案内容が仕様書の内容を変更する提案である場合は、仕様対応一覧(提案書様式5)を提出すること。